

公益社団法人鹿児島県看護協会 賛助会員規程

（趣旨）

第1条 この規定は、公益社団法人鹿児島県看護協会（以下「本会」という。）の定款第5条第1項第4号に規定する賛助会員について、必要な事項を定める。

（賛助会員）

第2条 賛助会員は、本会の目的並びに事業の趣旨に賛同し、援助する個人（看護職は、65歳以上）又は法人若しくは法人格のない団体（以下「団体」という。）とする。

（入会手続き）

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書（様式1）を提出し、鹿児島県看護協会会長（以下「会長」という。）の承認を受け、次条に定める賛助会費を納入しなければならない。

（賛助会費）

第4条 賛助会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人 一口 5,000円
 - (2) 団体 一口 50,000円
- 2 賛助会員は、毎年度、前項に定める賛助会費を、一口以上納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、納入済みの賛助会費の返還を請求することができない。

（賛助会費の使途）

第5条 賛助会費は、専ら本会の公益目的事業活動について生じる費用に充てるものとする。

（賛助会員資格の喪失）

第6条 賛助会員は、次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡若しくは失踪宣告を受け、または団体が解散したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 会費を滞納したとき

（退会）

第7条 賛助会員は、所定の退会届（様式2）を本会に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員は理由のいかんを問わず、納入済みの賛助会費の返還を請求することができない。

（賛助会員の除名）

第8条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長はこれを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な事由があるとき。

(賛助会員の特典)

第9条 個人の賛助会員は、次のような特典を享受することができる。

- (1) 本会が発行する機関紙等の印刷物を無償で受け取ることができる。
- (2) 本会が主催する研修等のうち会長が認めたものに無料で参加（年2回）できる。

2 団体の賛助会員は、次のような特典を享受することができる。

- (1) 本会が発行する機関紙等の印刷物を無償で受け取ることができる。
- (2) 本会が発行する機関誌等の印刷物に年1回広告（A4版の1／3）を掲載、または本会のホームページにバナー広告を年1回掲載（3か月間）することができる
- (3) 会長が認めたポスター等を、鹿児島県看護研修会館に、無料で掲示できる。

3 前2項に定めるもののほか、賛助会員の特典の詳細については、会長が別に定めるものとする。

(賛助会員の理事会報告)

第10条 会長は、入会及び退会並びに除名した賛助会員について理事会に報告するものとする。

(賛助会員規程の変更)

第11条 この賛助会員規程を変更しようとするときは、理事会の決議によるものとする。

(賛助会員規程の補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年6月20日より施行する。